

平成28年11月開催松野町農業委員会定例総会会議録

1. 開催の日時及び場所

日 時 平成28年11月 9 日（水） 13時30分より
場 所 町民センター 1階 研修室

2. 会議構成員（農業委員）現在総数 13名

出席：11名 欠席：2名

3. 農業委員出席者氏名

役職名	議席番号	担当地区	氏 名	出欠
会長	1	松 丸	山口 尊	欠席
副会長	2	—	矢野 千津	出席
	3	豊岡前	毛利 彰男	出席
	4	—	長谷 信昭	出席
	5	上家地	村田 和宏	出席
	6	延野々	谷中 邦喜	出席
	7	目 黒	河野 繁禧	出席
	8	—	松比良八重子	出席
	9	奥野川	品田 壽和	出席
	10	豊岡後	関本 五郎	欠席
	11	富 岡	加賀田幸二	出席
	12	吉 野	太田 善英	出席
	13	蕨 生	岡本 博	出席

その他出席者

農地利用最適化推進委員出席者

区域	氏 名	出欠
松丸地区、延野々地区、 豊岡後地区、豊岡前地区	小林 健一	出席
	藤藪 守	出席
富岡地区、上家地地区、目黒地区	井上 優二	欠席
	橋田 忠弘	出席
吉野地区、蕨生地区、奥野川地区	酒井 茂	出席
	金谷 純一	出席

農業委員会事務局
農業委員会事務局長 友岡 純
農業委員会事務局次長 中井 和彦
農業委員会事務局主査 赤松 和昭

4. 議長選出他

議長代理 矢野 千津
会議録署名委員 加賀田幸二
太田 善英

会議書記 赤松 和昭

5. 閉会の日時

平成28年11月9日（水）13時57分

6. 議事日程

議案第1号 農用地利用集積計画（案）の承認について議案第3号
議案第2号 荒廃農地の農地・非農地の判断について

7. 会議の概要

友岡事務局長 定刻となりましたので只今から松野町農業委員会定例総会を開催させていただきます。まず矢野副会長よりご挨拶を申し上げます。

矢野副会長 みなさんこんにちは。ご多忙中にも関わりませず、多数の委員さんにご出席いただき、定例総会が開催できましたことをまずもってお礼申し上げます。今ほど事務局より報告がありましたとおり、今日は山口会長がお休みということで代わりまして私が代理を務めさせていただきます。私の拙い進行でご迷惑をおかけいたしますが、皆様のご協力により議事を進行して参りますのでなにとぞよろしくお願いいたします。

それでは議事に入る前に議事録署名委員の指名させていただきます。11番の加賀田幸二委員と12番太田善英委員にお願いしたいと思います。

それでは報告事項に入ります。何かありませんか。

赤松主査 **※赤松主査より2点の報告事項。**

矢野副会長 他にはございませんか。無いようでしたら議事に入りたいと思います。議案第1号「農用地利用集積計画（案）の承認について」を議題といたします。説明を求めます。

赤松主査 資料の4ページをお開き下さい。受付番号26番、貸人宇和島市吉田町立間〇〇〇〇番地の〇〇〇〇さん、借人豊岡〇〇〇番地の〇〇〇〇さん、豊岡〇〇〇〇番、地目は田、面積〇〇〇㎡、賃貸借で5年2ヶ月の申請が出ております。図につきましては5ページをご参照ください。今回農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成が申し出られた内容については、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の認定要件を備えているものと思われます。以上です。

矢野副会長 ただいま事務局より説明がありましたが、これにつきまして、何かご質問、ご意見等はありませんでしょうか。それでは承認していただけますでしょうか。

(会場) ※会場から「はい」の声あり。

矢野副会長 それでは議案第1号につきまして全会一致で異議なしということで農業委員会の意見を決定いたします。続きまして、議案第2号「荒廃農地の農地・非農地の判断について」を議題といたします。説明を求めます。

赤松主査 今年度の8月から9月に実施させていただいた利用状況調査の結果に基づき、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地と判断された対象地について、総会の議決を経て非農地であるという最終判断をすることとなっておりますのでご審議いただけたらと思います。

今回非農地と判断した対象地については農業委員会が管理すべき農地

からは除外されます。

なお、本日非農地と意見決定されて対象地については、所有者に非農地通知書を送付し、法務局での登記をしていただくこととなります。

また、愛媛県、松野町、法務局の関係機関に対しても非農地判断をし、所有者に通知を行ったという通知をいたします。

各農業委員さん、推進委員さんについては非農地通知書が送付された所有者等から質問等がありましたら、趣旨等についてご説明いただけたらと思います。対象地の場所等について不明な点がございましたら、事務局にお問い合わせいただくようにご案内をしていただけたらと思います。

それでは内容をご説明させていただきますが、かなりの筆数がありますので、詳細についてはすでにお目通しいただいていると思いますので、概要のみご説明をさせていただきます。今回非農地判断する農地としてリストアップさせていただいた農地は全部で280筆の144,417.79㎡で、その内訳は田が168筆94,155.79㎡、畑が112筆の50,262㎡となっております。以上です。

矢野副会長

ただいま事務局より説明がありましたが、これにつきまして、何かご質問、ご意見等はありませんでしょうか。それでは承認していただけますでしょうか。

(会場)

※会場から「はい」の声あり。

矢野副会長

それでは議案第2号につきましても全会一致で異議なしということで農業委員会の意見を決定いたします。以上で予定されていた議案が全て終了いたしましたのでその他に移ります。委員さんや事務局から何かありませんか。

赤松主査

よろしいでしょうか。

矢野副会長

どうぞ。

赤松主査

農業委員会等に関する法律第7条において、新体制に移行した農業委員会は農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めるように努めなければならないとされております。今回、全国農業会議所から示された参考例をもとに指針案を作成いたしましたので、ご説明をさせていただきます。今回ご説明をさせていただき、内容についてご検討いただいて来月の農業委員会あたりで正式な指針を決定したいと考えておりますのでよろしく願いいたします。それでは説明をさせていただきます。

赤松主査

※別紙松野町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案) について説明。

矢野副会長

ただいま事務局よりご説明をいただきましたが、今年度中にはこの指針を決定しなければならないということで、各自持ち帰って修正箇所等をご検討いただき出来れば来月の農業委員会で指針を決定させていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。その他に委員さんから質疑等はございませんでしょうか。

無いようでしたら、以上で閉会をさせていただきます。ありがとうございました。